

鳥取県告示第506号

総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織したので、同条第7項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

(1) 名称

鳥取県地域活性化総合特区推進協議会

(2) 構成員の氏名又は名称

味の素株式会社、合同会社アヴィスコ、王子製紙株式会社、株式会社ケイズ、国際航業株式会社、株式会社山陰合同銀行、サントリープロダクツ株式会社、株式会社中海テレビ放送、中電技術コンサルタント株式会社、株式会社鳥取銀行、トヨタ自動車株式会社、豊田通商株式会社、株式会社ナノオプトニクス・エナジー、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、ファミリー株式会社、社団法人氷温協会、米子信用金庫、国立大学法人鳥取大学、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県

2 地域協議会における協議事項

法に定める規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置を活用し、県西部圏域の持つ豊かな地域資源等の強みを組み合わせ、鳥取県地域活性化特区構想を推進することを目的とし、次の各号に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 地域活性化総合特別区域の指定申請に関する事。
- (2) 法第34条第1項の協議会における協議に関する事。
- (3) 地域活性化総合特別区域計画の作成及び実施に関し必要な事項
- (4) 地域活性化総合特別区域計画に基づく事業の実施状況の評価に関する事。
- (5) 地域活性化総合特別区域のブランドを構築するための活動の推進に関する事。
- (6) その他地域協議会の目的を達成するために必要な事項